

令和8年6月1日から 市役所などの窓口受付時間を1時間短縮します

概要説明

令和8年6月1日(月)から、市役所窓口と電話の職員への取次ぎ時間を朝15分、夕方45分の合計1時間短縮し、9時から16時30分までとします。これまで、「職員の執務時間」と「窓口・電話受付時間」が同じであったため、開庁前後の準備や後片付けなどに際して恒常的な時間外勤務が発生していました。仕事を業務時間内に行えるように受付時間を見直すことで、職員の適切な労務環境の実現に加え、短縮した時間を市民サービスの向上に向けた業務改善や新たな事業の検討、職員間での申し合わせの時間にあて、年間約1,100時間の時間外勤務の削減を見込んでいます。なお、受付時間に窓口に来られない方に対して、従来からの休日開庁や繁忙期等に行っている延長受付などの取組みは継続します。

受付時間 (令和8年6月1日から)

現在：8時45分～17時15分

↓ ※1時間短縮

変更後：9時～16時30分

※職員の勤務時間に変更はありません。

※休日開庁や手続きの繁忙期等に行う延長受付は継続します。

※コンタクトセンター(電話)への簡易な内容の問い合わせは、オペレーターによる応対(回答)を継続します。

対象施設

市役所本庁舎(本館・東別館・北別館)、田原支所、子育て総合支援センター、児童発達支援センター、保健センター、学校給食センター、文化・公民館振興課

※市民総合センターや図書館、小中学校、保育施設等の利用時間は変更しません。

錢谷 翔四條畷市長コメント

少子高齢化により人口減少が進む状況において、全国的に人材確保が課題となっており、本市においても市職員の減少が想定されます。限られた労働力と財源で必要な行政サービスを継続していくためには、前例踏襲や固定観念にとらわれず、これまでの業務のあり方を見直すとともに、職員の能力を最大限に発揮できる環境を整備していくことが必要と考えます。

窓口受付時間の短縮は、四條畷市が自治体としての競争力を維持し、持続可能な成長を達成するために重要な取組みであり、受付時間短縮により生み出された時間を有効活用することによって、新規事業や新たなサービスの導入だけでなく、業務の効率化による時間短縮やコスト削減等を通じて、市民サービスをより一層向上させることをめざしてまいります。



市役所などの窓口・電話取次ぎ 受付時間を短縮します

令和8年6月1日(月) から、窓口・電話の受付時間を

8:45 ~ 17:15 ▶ **9:00 ~ 16:30** に変更します

※現在行っている休日開庁や延長受付、緊急対応は継続します

【現在】



【課題】

- ①開庁前後の準備や後片付けなどに限して恒定的に時間外勤務が発生
- ②業務改善等に向けた打合せ時間の確保が困難

【変更後】



対象窓口

- 本庁舎(本館・東別館・北別館)
- 田原支所(グリーンホール田原施設除く)
- 子育て総合支援センター
- 児童発達支援センター
- 保健センター
- 学校給食センター
- 文化・公民館振興課

※小中学校、保育施設、市民総合センター、図書館など、施設そのものの利用を主とした目的としている機関を除く

効果(年間・見込み)

年間約1,100時間の時間外勤務の削減
職員間の知識・技能の共有や、業務改善等に向けた打合せ、申し送り等の時間に充て、より一層複雑、多様化する地域課題の解消や市民サービスの更なる向上

コンビニ交付やオンライン申請の拡充

コンビニで取得
できる証明書

- ▶住民票の写し
- ▶戸籍に関する証明書
- ▶印鑑登録証明
- ▶住民税決定通知書

※郵送でも対応可能なお手続きがございます。



問い合わせ

電話 072-877-2121 〈代〉

秘書政策課 担当：板谷(内線311)